

「特定非営利活動法人 岐阜県居宅介護支援事業協議会」

「個人会員」入会のご案内

1. 本会の目的等

☆☆ 岐阜県全体の介護保険制度の質的向上のために ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

- 平成12年5月「岐阜県居宅介護支援事業者協議会」は県内の居宅介護支援事業者の組織として設立されました。
- 介護保険制度施行と共に歩んだこの間、「各々の組織・職種・利害等を越えた連携」、「県全体のケアマネジメントの質的向上」を図るべく、情報提供・研修開催・支部活動等に取組んできました。
- 平成18年度からは、新たに「特定非営利活動法人 岐阜県居宅介護支援事業協議会」としてより組織基盤を整備し今日に至っています。

2. 組織形態

- 「居宅介護支援事業者等を主とした事業者」及び「介護支援専門員（ケアマネジャー）個人」としての両方向から資質向上支援を図ります。

事業者会員	約 4 3 0 者
個人会員	約 1, 3 0 0 名

3. 個人会員のメリット

☆☆ 様々な研修に会員価格にて参加、情報収集可能 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

- 例 … 本会 春季・秋季研修会、各支部研修会（概ね年2回）、その他（実地指導対応型研修等）
「ニュースレター（毎月発行）」会員価格にて購読、その他の情報提供（支部による）

4. 会費

個人会員	入会金	1, 000 円
	年会費	3, 000 円

※ 納金は口座引落となり、手続き完了後の振替日27日となります。

翌年度からは、毎年4月の引落となります。（毎年4月より翌年3月までの年度制）

※ 年会費は、年度途中の入会でも全額納入いただくこととなります。また、一旦納入された会費は返金できませんのでご了承下さい。

特定非営利活動法人

岐阜県居宅介護支援事業協議会

会長 立木 孝幸